

第1部

我が国の災害対策の 取組の状況等

第1章 災害対策に関する施策の取組状況

第2章 原子力災害に関する施策の取組状況

我が国は、その自然的条件から、各種の災害が発生しやすい特性を有しており、平成30年の1年間でも、7月に発生した平成30年7月豪雨（西日本豪雨）をはじめとして各種の災害が発生した。第1部では、最近の災害対策の施策、特に平成30年度に重点的に実施した施策の取組状況を中心に概説する。

第1章 災害対策に関する施策の取組状況

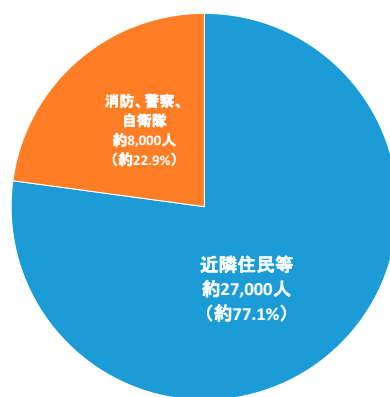
第1節 自助・共助による事前防災と多様な主体の連携による防災活動の推進

1-1 国民の防災意識の向上

我が国は自然災害が多いことから、平常時には堤防等のハード整備やハザードマップ作成等のソフト対策を実施し、災害時には救急救命、職員の現地派遣による人的支援、被災地からの要請を待たずに避難所の避難者へ必要不可欠と見込まれる物資を緊急輸送するプッシュ型物資支援、激甚災害指定や被災者生活再建支援法等による資金的支援等、「公助」による取組を絶え間なく続けているところである。

しかし、現在想定されている南海トラフ地震のような広域的な大規模災害が発生した場合には、公助の限界についての懸念も指摘されている。平成7年（1995年）兵庫県南部地震（以下、「阪神・淡路大震災」という。）では、家族も含む「自助」や近隣住民等の「共助」により約8割が救出されており、「公助」である自衛隊等による救出は約2割程度に過ぎなかったという調査結果がある（[図表1-1-1](#)）。人口減少により過疎化が進み、自主防災組織や消防団も減少傾向にあるなか、災害を「他人事」ではなく「自分事」として捉え、国民一人一人が減災意識を高め、具体的な行動を起こすことにより、「自らの命は自らが守る」という防災意識が醸成された地域社会を構築することが重要である。

図表1-1-1 阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数

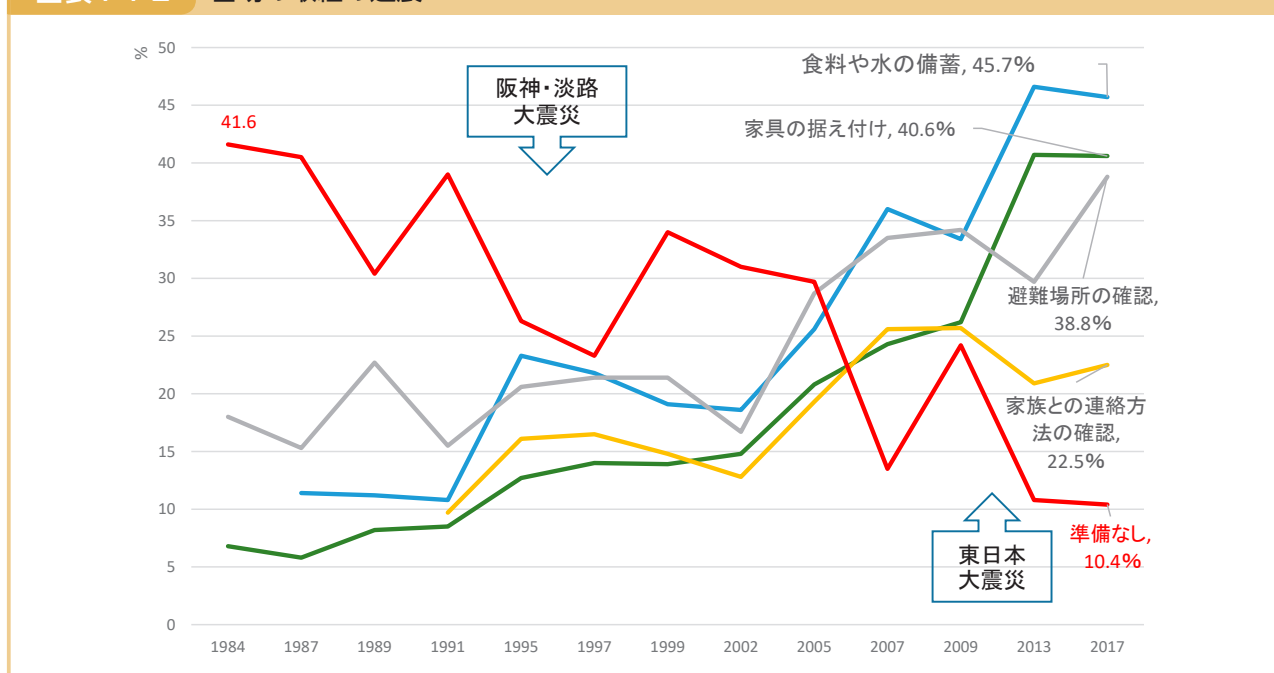


出典：河田恵昭（1997）「大規模地震災害による人的被害の予測」自然科学第16巻第1号より内閣府作成

減災のための具体的な行動とは、地域の災害リスクを理解し、家具の固定や食料の備蓄等による事前の「備え」を行うこと、避難訓練に参加し、適切な避難行動を行えるように準備することなどが考えられる。また、発災時における近所の人との助け合い等、「自助」・「共助」による災害被害軽減のための取組が必要である。

「自助」の重要性の認識や具体的な対策を講じる動きは、阪神・淡路大震災、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（以下、「東日本大震災」という。）といった大災害を経て、着実に国民の間に浸透している（図表1-1-2）。「共助」についても、平成30年7月豪雨において、愛媛県大洲市三善地区等のように、平時より地域の防災リーダーが主体となり、避難計画の作成や避難訓練等の共助の取組を行っていた地域においては効果的な避難事例がみられ、共助の重要性が改めて認識されたところである。

図表1-1-2 自助の取組の進展



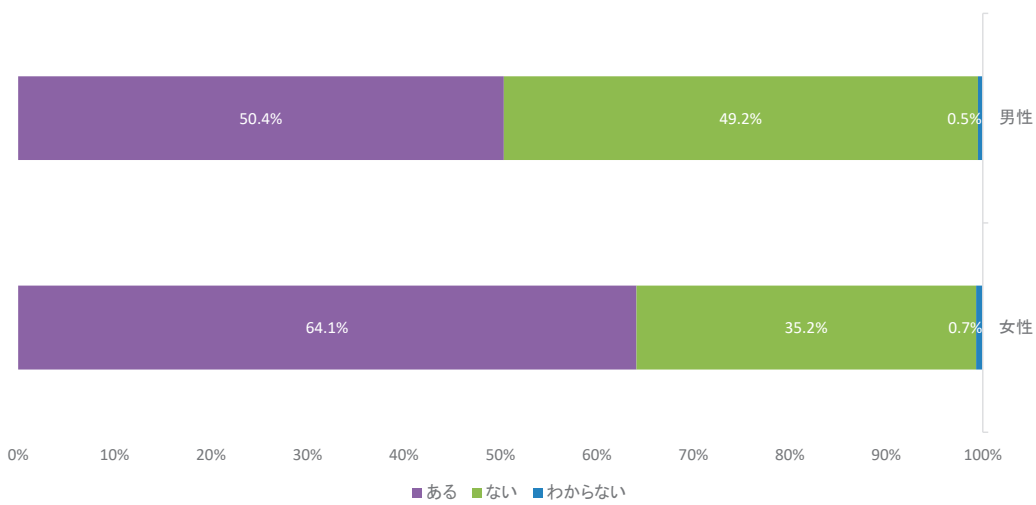
出典：内閣府政府広報室「防災に関する世論調査」より内閣府作成

「自助」「共助」を考える上では、家族や身近な人と話し合いを持つことが重要である。平成29年調査時において、ここ1～2年ぐらいの間に、家族や身近な人と、災害が起きたらどうするかなどについて話し合ったことがある方の割合は、男性は50.4%、女性は64.1%である（図表1-1-3）。

「話し合ったことがある方」のうち、話し合った内容について、「避難の方法、時期、場所」を挙げた方の割合が68.2%と最も高く、「家族や親族との連絡手段」(57.8%)、「食料・飲料水」(55.3%)、「非常持ち出し品」(41.7%)が続く。

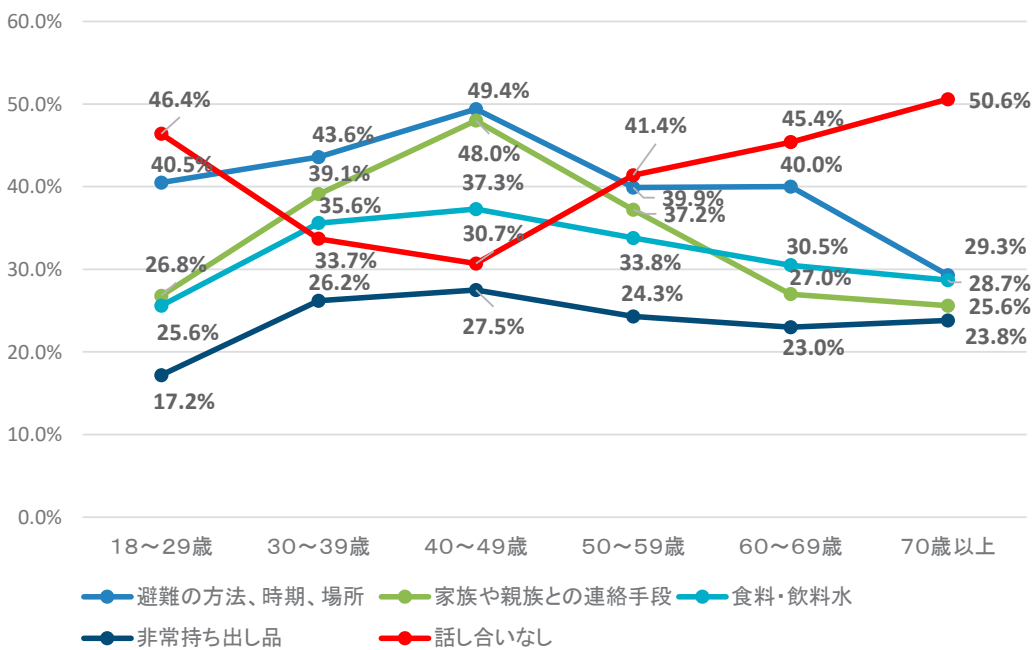
年齢別に見ると、70歳以上で「話し合ったことがない」と回答した方の割合が50.6%と最も高く、「避難の方法、時期、場所」を話し合ったと回答した割合は約3割となっている（図表1-1-4）。

図表 1-1-3 災害についての家族や身近な人との話し合い（男女別）



出典：内閣府政府広報室「防災に関する世論調査（平成29年11月調査・有効回答1,839人）」より内閣府作成

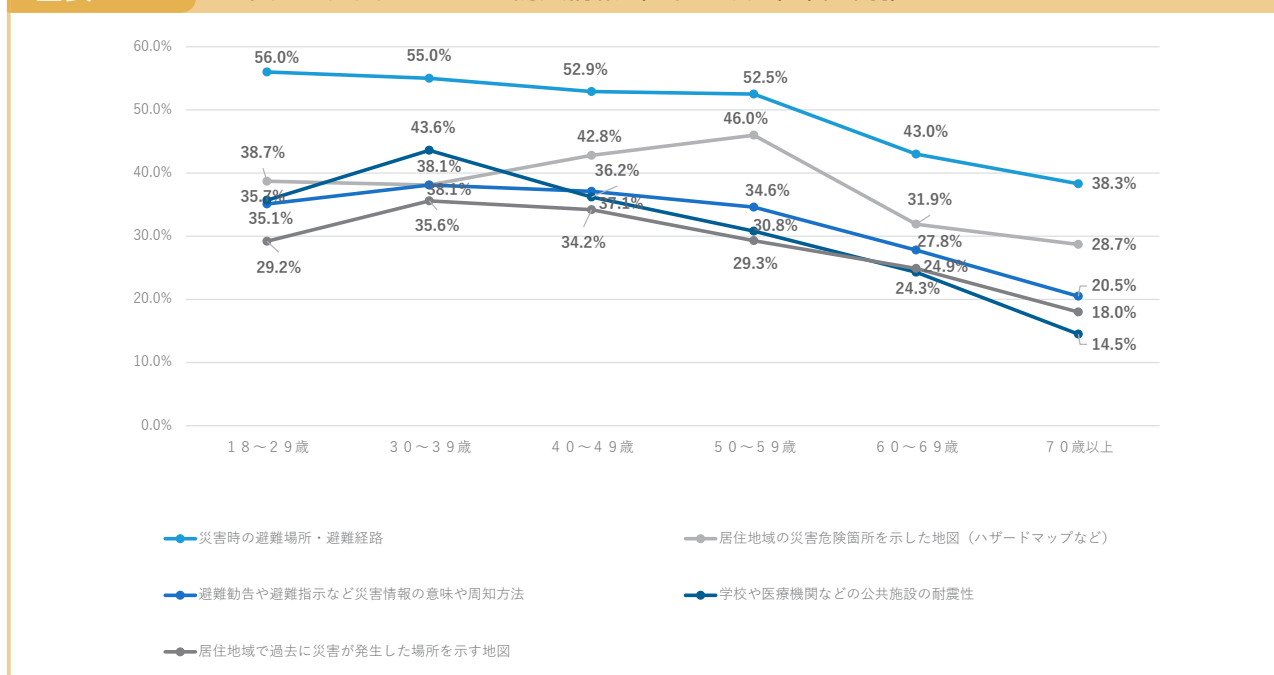
図表 1-1-4 災害について家族や身近な人と話し合った内容（上位5項目）（年齢別）



出典：内閣府政府広報室「防災に関する世論調査（平成29年11月調査・有効回答1,839人）」より内閣府作成

また、「自助」「共助」による防災の取組を各人が行うためには、行動のために必要な情報を入手できることが重要である。普段から充実してほしい防災情報について調査したところ、平成29年調査では「災害時の避難場所・避難経路」を挙げた方の割合が47.5%と最も高く、次いで「居住地域の災害危険箇所を示した地図（ハザードマップなど）」（36.4%）、「避難勧告や避難指示など災害情報の意味や周知方法」（30.4%）、「学校や医療機関などの公共施設の耐震性」（28.1%）、「居住地域で過去に災害が発生した場所を示す地図」（27.0%）が続く。これを年齢別に見ると、「災害時の避難場所・避難経路」「避難勧告や避難指示など災害情報の意味や周知方法」等、防災情報を求める割合が高齢者ほど低くなっている（図表1-1-5）。

図表1-1-5 普段から充実してほしい防災情報（上位5項目）（年齢別）



出典：内閣府政府広報室「防災に関する世論調査（平成29年11月調査・有効回答1,839人）」より内閣府作成

行政は「公助」の充実に不断の努力を続けていくものの、地球温暖化に伴う気象状況の激化、高齢社会における支援を要する高齢者の増加及びグローバル化の進展による外国人の増加等により、突発的に発生する激甚な災害に対し、既存の防災施設等のハード対策や行政主導のソフト対策のみで災害を防ぎきることはますます困難になっている。行政を主とした取組だけではなく、国民全体の共通理解のもと、住民の「自助」「共助」を主体とする防災政策に転換していくことが必要である。現在、地域における防災力には格差がみられるところであるが、防災意識の高い「地域コミュニティ」の取組を全国に展開し、効果的な災害対応ができる社会を構築していくことが求められている。

今後、内閣府や関係省庁においては、こうした調査データを参考に「意識」を「備え」（具体的行動）に結び付けるための周知活動や施策等への取組を強化する必要があるが、本節では、自助・共助による「事前防災」に焦点を当て、多様な主体との連携による様々な施策を紹介することとする。

【コラム】
「防災コーディネーター」～女性のリーダー的人材の育成～

東京都は、地域や職場で防災活動の核となって活躍する女性の防災人材育成事業を進めており、令和2年度までに女性の防災人材を約3千名育成する方針としている。

具体的には、平成29年度から東京都が実施している防災の基礎的な知識を学ぶ「防災ウーマンセミナー」に加え、平成30年度は「防災コーディネーター研修」を開始し、今後想定される首都直下地震等の大災害時に女性をはじめとする多様な視点を地域や職場で反映できるよう、「女性のリーダー的人材」を3年間で計300名育成していく予定である。同研修は、東京都が作成した「女性防災人材育成テキスト」レベルの基礎的知識がある都内在住、在勤又は在学の女性を対象としており、「地域生活編」か「職場編」のいずれかを選択できる。「地域生活編」では、避難生活や生活再建過程で起こることとその対応方法、避難生活で発生する住民の多様なニーズへの対応方法、災害時に発生する困りごとを解決するためのコミュニケーション方法について、「職場編」では、職場で災害が発生した際に起きることとその対応方法、一斉帰宅の抑制や職場に留まる際に生じる課題と解決方法、職場で発生する多様なニーズへの対応方法、災害時に発生する困りごとを解決するためのコミュニケーション方法を学ぶプログラムとなっている。平成30年度は「地域生活編」、「職場編」ともに全2日間の日程で1回ずつ開催された。

働く女性向け 職場で災害が起きたときにまわりを助けられる人になろう！

防災コーディネーター 研修

職場編

首都直下地震が起きたら、
3日間は職場などに留まる必要があります。
そうした場所で周囲にいる困りごとを抱える女性や
要配慮者の多様なニーズに対応する防災知識や
コミュニケーション能力を実践的な研修で学びます！



出典：東京都防災ホームページより
(参照：<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kyojyo/1005416/index.html>)

1-2 防災推進国民会議と防災推進国民大会

平成27年（2015年）3月に第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」において、各国政府は各ステークホルダー（企業、学术界、ボランティア等市民団体、メディア等）に災害リスク軽減に関する取組を奨励することが規定された。これを受け、中央防災会議会長である安倍総理大臣のリーダーシップにより、国民の防災に関する意識向上に関し、広く各界各層との情報及び意見の交換並びにその他の必要な連携を図り、中央防災会議と協力しつつ、国民の防災に関する意識向上を図るための、防災に取り組む39団体の長を議員とする「防災推進国民会議」が同年9月に設立された。

「防災推進国民会議」を中心に、大規模災害に備え、行政による「公助」はもとより、国民一人一人が自ら取り組む「自助」、地域、企業、学校、ボランティアなど互いに助け合う「共助」を組み合わせ、地域全体で防災意識を高めるための活動が行われている。

（1）第3回防災推進国民大会（防災推進国民大会2018）

内閣府は、「防災推進国民会議」及び主に防災に関連する業界団体からなる「防災推進協議会」とともに、自助・共助の取組や多様な主体の連携を促進し、防災意識の向上を図ることを目的として、「大規模災害に備える～みんなの連携の輪を地域で強くする～」をテーマとする「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2018」を2018年10月13日（土）・14日（日）に、東京ビッグサイトと東京臨海広域防災公園（そなエリア）において開催した。

オープニングセッションでは、冒頭で山本内閣府特命担当大臣（防災）が開会宣言を行い、「自助・共助」の重要性や各ステークホルダー間の連携の必要性、それを国内外に共有していくことの大切さについて強調した。その後、小池都知事から開催都市挨拶を行い、東京都は「安心・安全」な「セーフシティ」を実現していく旨発表があった。主催者挨拶では、秋本防災推進国民会議副議長が、「公助」と連携した「自助・共助」の大切さと、我が国全体の防災意識向上が図られることへの期待が述べられた。続いて行われた「ハイレベル・パネルディスカッション」では、災害弱者に対する支援、企業の防災リーダー育成、地方防災機関との連携強化等の大規模災害に備えた連携の重要性等について意見交換が行われた。

東京ビッグサイトとそなエリアの2会場では、2日間で35のセッションが催された。内閣府や防災に取り組む様々な団体が行うセッションで構成され、市民の防災活動、地区防災計画、学术界と市民の連携、防災産業、国際協力等の幅広いテーマに関し、具体的に今後必要となる「自助・共助」の取組について議論された。特に首都直下地震や大規模水害など東京において予想されている災害に関するセッションが多く、また、10月13日が「国際防災の日」であることを踏まえ、「仙台防災枠組」や「持続可能な開発目標」（SDGs）の推進を目的とした国際セッションも行われた。その他、防災を体験できる企画や、63のプレゼンブースやポスター展示、消防車、自衛隊車両、起震車等の大型車両の展示、はしご車体験等の多くの企画が多様な主体により実施された。

クロージングセッションでは、公益財団法人市民防災研究所理事の池上三喜子氏より、今年の防災推進国民大会の成果として、「公助」はもとより、「自助」及び「共助」によって、社会の全構成員の参画による具体的行動を起こすことの重要性が確認されたこと、首都直下地震や大規模水害などの災害への備えはソフトパワーであること、未来に向けて若い世代による防災が実践されていることが発表された。

今大会には、約1万2千人が来場し、テレビや新聞報道でも取りあげられ、多くの方々に「自助・共助」「多様な主体の連携」の大切さを訴求できた（来場者に対するアンケートでは、98%の人が「来場により防災意識が向上した」と回答）。大会を通じて、国や地方自治体による「公助」と連携し、国民一人ひとりが想定されている災害リスクを正しく理解し、自らの身は自分で守る「自助」、住民、地域コミュニティ、企業等が一体となって、お互いに助け合う「共助」によって、社会の全構成員の参画による具体的行動を起こすことの重要性が確認された。

第1部

我が国の災害対策の取組の状況等



山本内閣府特命担当大臣（防災）による開会宣言



防災推進国民会議副議長（公益財団法人日本消防協会会長 秋本敏文氏）の主催者挨拶



消防庁「地域防災力の向上のために」



日本赤十字社「救命ワークショップ」



クロージングセッションにおけるパネルディスカッションの様子

(2) 第4回防災推進国民会議

第4回防災推進国民会議は、平成30年12月25日、総理官邸大ホールにて開かれた。冒頭、安倍内閣総理大臣は各団体に対する感謝の言葉とともに、「災害が起こりやすい日本で災害に打ち克つには、『公助』はもとより、『自助』、『共助』を組み合わせ、地域全体で防災意識を高め、あらゆる自然災害に備える『防災意識社会』を構築していくこと」が重要であると本会議に寄せる期待を述べた。

続いて内閣府から、前述の「防災推進国民大会2018」などを中心とした活動報告等を行い、公益社団法人日本医師会、日本障害フォーラムから自助・共助による防災意識の向上に向けた取組が行われていることが報告された。



第4回防災推進国民会議の様子
(安倍内閣総理大臣出席)

1-3 防災訓練の取組

災害発生時には、国の行政機関、地方公共団体、指定公共機関等の防災関係機関が一体となって、住民と連携した適切な対応をとることが求められることから、平時より、関係機関が連携した訓練等、防災への取組を行うことが重要である。このため、防災関係機関は、災害対策基本法、防災基本計画その他の各種規程等に基づき、災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の向上を目的として、防災訓練を実施することとされている。

平成30年度は、防災訓練実施に当たっての基本方針や政府における総合防災訓練等について定めた「平成30年度総合防災訓練大綱」に基づき、以下のような各種訓練を実施した。

(1) 「防災の日」総合防災訓練

平成30年9月1日、「防災の日」に、地震発生直後を想定した政府本部運営訓練を行った。まず、安倍内閣総理大臣を始めとする全閣僚が徒歩で官邸に参集し、全閣僚が参加する「緊急災害対策本部」(東日本大震災のような著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に設置される災害対策本部)の運営訓練を実施した。同会議では、河野宮崎県知事とのテレビ会議を通じた被害状況や支援要請の把握、各閣僚からの被害・対応状況の報告、人命最優先での対応方針の確認や政府調査団の派遣、現地対策本部の設置等を行うなど、地方公共団体等と連携しながら、地震発生直後の応急対策の実施体制の確保、手順確認等を実施した。また、同会議の一部を報道機関へ公開した。会議終了後には、安倍内閣総理大臣が記者会見を行い、NHK中継を通じて国民へ災害時の「自助」・「共助」等の協力を呼びかけるとともに、政府の初動対応について発信を行った。

また、同日に神奈川県川崎市を主会場とする九都県市合同防災訓練も行われ、安倍内閣総理大臣は官邸からヘリコプターで同訓練会場へ移動し、製油所内における火災を想定した消防艇や大型放水車等による放水訓練を視察した。その後、地元の小中学生とともに、家屋から無事避難できたことを救助隊に周知するための黄色いタオルを扉に掛ける訓練や身近にあるもの(毛布、物干し竿)を利用した簡易担架作成訓練に参加した。最後に、消防、警察、自衛隊や周辺都県市から派遣された部隊等が参加した救出救助訓練等を視察した。



政府本部運営訓練においてテレビ会議により被害状況等の把握を行う様子



簡易担架作成訓練に参加する安倍内閣総理大臣
(官邸ホームページより)

(2) 政府図上訓練

平成30年11月に南海トラフ地震を、平成31年2月に首都直下地震をそれぞれ想定し、関係府省庁職員の知識・練度の向上や関係機関との連携の強化等を目的とした図上訓練を実施した。実際の災害に近い状況を模擬した上で、事前に訓練のシナリオを訓練参加者に知らせない実践的な訓練を実施した。また、これらの訓練を踏まえ、諸計画やマニュアルに規定された応急対策の有効性の検証を行った。



緊急災害対策本部事務局班長会議
(南海トラフ地震を想定した訓練)



班長から班員への作業指示の様子
(首都直下地震を想定した訓練)

地域ブロック毎の訓練では、被災が想定される都県等と連携し、平成30年7月に九州（熊本県）、同年11月に中部（愛知県）、平成31年1月に四国（香川県）において南海トラフ地震を想定した緊急災害現地対策本部運営訓練を実施するとともに、平成31年2月に関東（東京都）において、首都直下地震を想定した東京緊急災害現地対策本部運営訓練を実施した。



緊急災害現地対策本部運営訓練の様子
(愛知県)



東京緊急災害現地対策本部長として
指揮する中根内閣府副大臣

1-4 津波防災に係る取組

津波に対しては、迅速かつ適切な行動をとることで人命に対する被害を相当程度軽減することができる。11月5日の「津波防災の日」「世界津波の日」には、内閣府や関係省庁、地方公共団体、民間企業等において、同日に関連した防災意識向上に資する取組を各地で行った。

(1) 津波避難訓練

平成30年度は、「津波防災の日（11月5日）」の前後の期間において、全国各地で、国（12府省庁）、地方公共団体（180団体）、民間企業等（74団体）の主催する地震・津波防災訓練が実施され、約90万人が参加した。

そのうち、内閣府では、地方公共団体と連携し、住民参加型の訓練を全国10ヶ所（北海道稚内市、福井県高浜町、静岡県伊豆市、和歌山県湯浅町、山口県柳井市、愛媛県松前町、高知県四万十市、熊本県上天草市、宮崎県延岡市及び沖縄県那覇市）で開催した。これらの訓練には、計約1万3千人の市民が参加し、地震発生時に我が身を守る訓練（シェイクアウト訓練）及び揺れが収まった後に最寄りの避難場所等へ避難する訓練（避難訓練）を行った。また、地域ごとの防災計画等に応じて、避難所開設、災害対策本部設置、炊き出し、応急救護といった各種訓練等が併せて実施された。



シェイクアウト訓練
(福井県高浜町)



小学生による津波避難訓練
(高知県四万十市)



要配慮者の避難誘導訓練
(熊本県上天草市)



避難所開設訓練
(北海道稚内市)

(2) 内閣府等の普及啓発活動

① 津波防災の普及啓発の実施

津波に対する適切な避難行動の認識が広がるよう、平成30年度は、全国の企業、地方公共団体等における啓発ポスターの掲示、大手コンビニエンスストア・スーパーのお客様向けレジ・ディスプレイにおける表示など、様々な媒体を活用して普及啓発を行った。



平成30年度啓発ポスター

② 平成30年度「津波防災の日」啓発イベントの実施

毎年11月5日「津波防災の日」には、内閣府、防災推進国民会議及び防災推進協議会の主催により、津波防災の普及啓発イベントを開催している。平成30年度は、神奈川県川崎市の川崎商工会議所KCCIホールで、「津波防災の日スペシャルイベント『最新科学×津波×地域防災』」として開催し、企業、行政機関、自主防災組織などが参加した。

本イベントでは、「地域で津波に備える」をテーマに、津波の最新科学や全国の地区防災計画の取組を紹介する特別セミナーと、学校や地域で活用できる「津波防災教育ツールミニ体験会」を開催した。開会にあたり、舞立内閣府大臣政務官と福田川崎市長が挨拶を行い、舞立内閣府大臣政務官は、「日本の総合的な防災力の向上には自助・共助を支える地区防災計画の取組が大いに有効であり、最新の科学技術を地区防災計画と掛け合わせることで津波に備える効果的な対策を探求していきたい」と述べた。

特別セミナーでは、平成30年9月28日にインドネシアのスラウェシ島で発生した地震・津波の被害を現地調査した東北大学災害科学国際研究所所長の今村文彦氏から、被害の大きかった島中部の都市パルには、地震からわずか6分で津波が到達していること、土砂崩れ、地盤沈下、液状化も発生していることなどが発表され、日本は地域開発を含めた復興支援を進める必要があると報告された。

また、地区防災計画策定に取り組む各地区から、平成30年度の具体的な活動の中間報告が行われた。和歌山県田辺市文里地区からは、避難行動要支援者への啓発のあり方を含めた避難ルールの見直し、愛媛県松山市中島地区からは、避難シミュレータを通じた津波避難場所・経路の検討などの事例が紹介された。パネルディスカッションでは「津波防災に関して地域社会で意見が対立する場合があるため、地域を構成する様々な立場の人が本音で話せる場を設けること、連携を深めることが大事」など、それぞれの経験を踏まえた意見の交換がなされた。最後に、「今回のイベントを通じて得られた『気づき』を、各地域や企業の中で行動へ移していくことが重要」と締めくくられた。



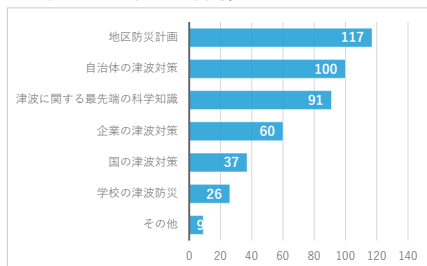
舞立内閣府大臣政務官による開会挨拶



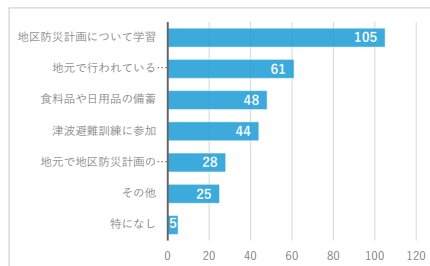
「津波防災の日」イベントの様子（「最新科学×津波×地域防災」）

イベント開催後の参加者へのアンケート（有効回答数203）によると、「イベントを通じて学びたかったこと」（複数回答）として最も多かった回答は「地区防災計画」（117）であり、続いて「自治体の津波対策」（100）であった。「イベントを踏まえて今後実践したいこと」（複数回答）では、「地区防災計画について学習」（105）、「地元で行われている地区防災計画の取組に参加」（61）が上位となっており、参加者の地区防災計画への関心の高さが伺える結果となった。

問：あなたがこのイベントを通じて学びたかったことは何ですか。（複数回答可）



問：あなたがこのイベントを踏まえて今後実践したいことを教えてください。（複数回答可）



出典：内閣府資料

【コラム】 「インドネシアで発生した大津波」

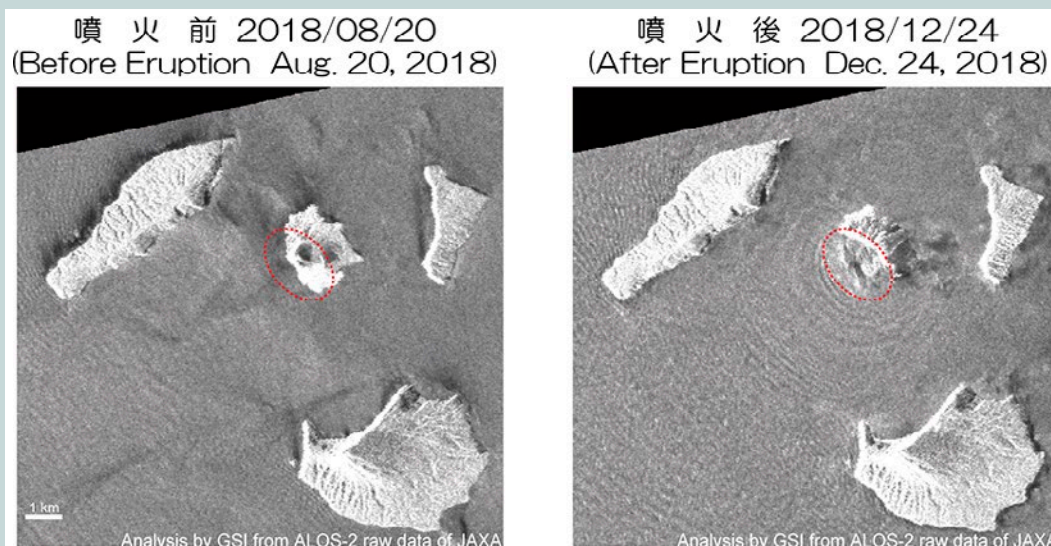
平成30年に海外で最大の被害をもたらした自然災害は、インドネシア共和国で発生した「津波」によるものであった。9月28日にインドネシア・スラウェシ島で発生した地震（M7.5）により、死者は2,000名以上（平成30年10月現在）にもなり、被害が特に大きかった島中部パル湾内では、沿岸の9地点が地震による液状化で崩落し、この9地点において津波が発生した。この地すべりは「液状化重力流」と呼ばれる現象で、到達時間が極めて速い津波を引き起こす。

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、専門家チームによる現地調査の結果、津波は河口付近など地盤の緩い沿岸部で起きた「液状化」に由来していたと結論付けた。地震により海底で地すべりが発生し、海面が一時的に下がった反動で津波が発生したと推察している。内陸部でも液状化が発生し、泥流でも多数の死者が発生させた。

また、同年12月22日にはインドネシア西部のスダ海峡で津波が発生し、死者は400名を超えている。東京大学地震研究所の解析結果により、地震が原因ではなく、スダ海峡の火山島アナク・クラカタウの噴火による山体崩壊で東京ドーム約200杯分に相当する土砂が海に流れ落ち、大津波を発生させたことがわかった。国土地理院の衛星画像解析によれば、島の半分近くが消失したと報告されている。

日本においても、1792年に島原市（長崎県）雲仙岳の眉山が山体崩壊し、大量の土砂が有明海に流れこんだことにより、対岸の天草（熊本県）へ向けて大津波が発生し、約1万5千人が死亡したとされる「島原大変肥後迷惑」が伝承されている。山体崩壊など地震以外による「津波」は海外特有のものではなく、日本においても発生可能性があることに留意する必要がある。

インドネシア・クラカタウ火山の噴火に伴う地形変化



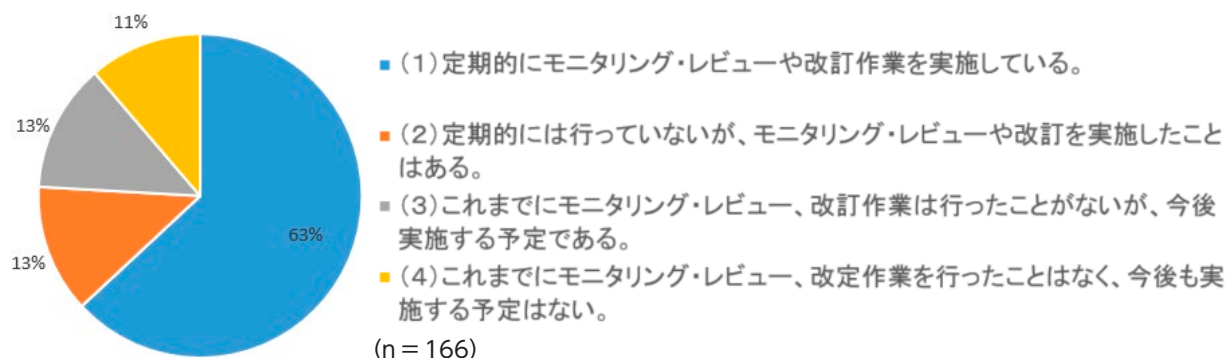
出典：国土地理院ホームページより
(参照：<http://www.gsi.go.jp/cais/topic181225-index.html>)

図表 1-5-1 地区防災計画の計画事項例

平常時の取組	101	訓練（計画に基づく）	134
初動（地震発生直後／風水害発生直前）	134	普及啓発、防災教育（チラシ配布、講習会等）	97
避難行動／避難所開設	105	備蓄	62
避難所の生活、運営（ルールの記載等）	70	避難場所、避難ルート確認	56
	(n=166)	要配慮者対応（避難みまもり、名簿作成等）	55
* 複数のフェーズについて記載されている場合がある		マップ（掲載／今後見直し）	48
		組織づくり	27
		チェックリスト（家庭の対策／連絡先の確認 等）	26
		避難所運営（マニュアル作成、学校との相談等）	19
		(n=166、複数該当あり)	

出典：内閣府調査（地域防災計画の改訂に至った地区防災計画の事例分析、調査時点は平成30年4月現在）

- ④町会・自治会、自主防災組織、その他の団体が「計画主体」として表示されている例が多い。なかでも、自治会・町内会や自主防災組織のほか、高齢者の見守りボランティア団体等と連携した事例（例：福島県いわき市内郷高坂地区^{うちごうたかさか}）、災害時には自主防災会だけでなく地区が一丸となって対応する必要があるとの認識により、PTA、子ども会、民生・児童委員、地域安全関係団体との連携を目指した事例（例：静岡県富士市富士駅南地区）などがある。また、地域のなかにある企業が参画する事例、マンション単位、団地単位で地区防災計画の策定に向けた活動を始めた事例（例：UR都市再生機構の尾山台団地 [埼玉県上尾市]、米本団地 [千葉県八千代市]）も見受けられる。
- ⑤計画作成プロセスでは、住民によるワークショップ、防災訓練、講習会、アンケートなどを実施し、広く住民の意識を高め、地域の課題を把握しようとする事例がある。地区防災計画の作成プロセスにおいて、地域の多様な団体（学校関係、福祉関連施設、まちづくりNPO等）との交流を行い、地域で生活・活動する様々な主体が被災時に課題となりえる事項や支援可能な事項などを共有していくことは、作成された計画の実効性を高めるためにも重要である。計画の完成を性急に求めず、時間をかけてでも丁寧な作成プロセスをたどることが必要である。
- ⑥計画策定後も、計画を定期的にモニタリングし、必要に応じて改定することが望ましいところ、63%の地区がそのような活動を定期的に、13%の地区が定期的ではないが、そのような活動を行っていることが分かった。



また、より多くの住民に地区防災計画を周知するために、集会やパネル展示、地区でのイベントに防災企画を行うなどの工夫を行う事例（例：愛媛県大洲市三善地区）もあった。

(2) 内閣府の取組

①地区防災計画フォーラムの開催

内閣府は、地区防災計画の事例や経験を共有することにより、地区防災計画の策定を促進するため、「地区防災計画フォーラム2019～地区防への道はひとつではない～」を平成31年3月16日に大阪市にて開催した。本フォーラムでは、山本内閣府特命担当大臣（防災）出席のもと、平成30年度に被災した大阪市、大洲市三善地区において地区防災計画の策定が功を奏した事例、岡山県倉敷市が被災の経験を生かして地区防災計画を策定していく意気込み等、また、UR都市再生機構、オフィスビル、防災士が地区防災計画に取り組む事例等が紹介された。



冒頭挨拶を行う山本
内閣府特命担当大臣（防災）



地区防災計画フォーラムの様子

②地区防災計画に取り組む自治体職員ネットワーク「地区防'z」の結成

上記フォーラムの閉会時に、地区防災計画に取り組む自治体職員が、より日常的に地区防災計画の作成について情報交換や意見交換を行い、自治体職員間での経験共有を円滑に行うための自治体職員ネットワーク「地区防'z」が正式に旗揚げされた。地区防'zには平成31年3月末現在で253名が参加しており、平成31年度以降、実質的な意見交換を進めることが予定されている。



フォーラムに参加した自治体職員（地区防'zのメンバー）

③地区防災計画ライブラリの構築

内閣府は、平成31年4月より、地区防災計画の内容（対象とした課題、対策、取組主体等のテーマ）別にインデックスをつけ、内閣府ホームページ上から地域防災計画に反映された地区防災計画の本文を閲覧できるようにした。地区防災計画に取り組む方々に具体的にどのような計画が全国で策定されているのか検索を容易にすることで、策定に向けた具体的なイメージを持っていただくことを目指している。

知る まずは、ご関心のある地域を下の日本地図からクリックしてみてください。

テーマ別 「課題」「対策」「主体」等からテーマ別に検索できます。

- 課題
- 対策
- 主体

都道府県別 9エリアから検索できます。

- 北海道
- 東北
- 関東
- 北陸
- 中部
- 近畿
- 中国
- 四国
- 九州・沖縄

出典：内閣府ホームページ
 (参照：<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/chikubo/chikubo/index.html>)

1-6 ボランティア活動の環境整備

ボランティア元年と呼ばれる阪神・淡路大震災以降、発災時には、個人のボランティアや、NPO、その他様々な団体が被災地に向け、国・地方公共団体では手が届きにくい、きめ細かな被災者支援を行ってきており、重要な役割を果たすようになった。内閣府においては、ボランティアによる被災者支援の活動が円滑に行えるような環境整備に努めており、その結果として平成28年（2016年）熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨や平成30年7月豪雨等において、行政・ボランティア・NPO等の三者が連携し、被災者支援の活動を行うことが定着してきている。

平成30年7月豪雨では、岡山県、広島県、愛媛県などの被災各地で、三者が参加し、被災者支援の活動地域、内容等について情報共有や調整を行う「情報共有会議」が定期的開催された。また、一つの府県では解決できない課題に対し、広域的に情報や課題を共有し、連携して効果的な解決策を見出すことを目的として、「全国情報共有会議」が開催された。同会議には、内閣府や被災者支援に係る機関が参加し、ボランティアへの参加呼びかけや、活動に必要な資機材の融通など、被災地の状況を踏まえた活発な議論が行われた。今後想定される大規模災害に備えるためには、各地域において三者の連携体制を平時から構築することが重要である。

防災ボランティアに関する近年の動き



＜主な災害とボランティア活動＞ (発生年) (名称) (延べ参加人数)			＜ボランティアの潮流＞	＜政府の対応＞
平成7年	阪神・淡路大震災	約137.7万人	☆ボランティアが被災者支援活動を行う機運が高まる(ボランティア元年) ★多数のボランティアが入り、大混乱	■ 災対法改正(H7年) 行政が『ボランティアによる防災活動の環境整備』に努める旨明記
平成9年	ナホトカ号海難事故	約27万人		
平成16年	台風23号	約5.6万人	☆社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置・運営を担うことが主流になる	■ 防災ボランティア活動検討会 H16年から内閣府にて開始
平成16年	新潟県中越地震	約9.5万人		
平成19年	能登半島地震	約1.5万人		
平成19年	新潟県中越沖地震	約1.5万人		
平成21年	台風9号	約2.2万人		
平成23年	東日本大震災	約150万人	☆NPO、NGO、企業等がボランティア活動(災害VCを通らないボランティアが約400万人) ☆専門性のある支援者により、幅広いニーズに対応 ★ネットワーク化が課題に	■ 災対法改正(H25年) 『行政がボランティアとの連携に努める』旨明記 防災基本計画も改正
平成26年	広島豪雨災害	約4.3万人		
平成27年	関東・東北豪雨災害	約4.7万人	★NPOボランティアの活動を調整する「 中間支援組織 」の必要性が注目	
平成28年	熊本地震	約11.8万人	☆行政・NPO・ボランティアの 三者連携 による「 情報共有会議 」が機能(火の国会議) ☆中間支援組織JVOADが設立	
平成29年	九州北部豪雨	約6万人	☆被災地で情報共有会議が機能	■「ガイドブック～三者連携を目指して」(H30年4月)
平成30年	平成30年7月豪雨	約26.3万人	☆県別・全国で情報共有会議が機能	■ 防災基本計画改定(H30年) 「中間支援組織を含めた連携体制の構築を図る」旨明記
平成30年	北海道胆振東部地震	約1.1万人		

出典：厚生労働省資料、全国社会福祉協議会資料、研究報告等より内閣府作成

(1) 防災ボランティア活動の連携・協働の推進

内閣府では、平成27年度から28年度にかけて「広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会」を開催し、ボランティア活動促進のための課題を整理し提言をとりまとめた。この提言を受け、平成29年度には「防災ボランティア活動の環境整備に関する検討会」を開催し、同検討会において、防災における行政とNPO・ボランティア等との連携・協働を促進するために、主に行政職員が平時・発災時に行うべき事項についてまとめた「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」を平成30年4月に公表した。同ガイドブックでは、NPO・ボランティア等と行政が連携するための基本的な考え方や、連携を推進するための具体的な取組について平時と災害時に分け網羅的に説明している(参照：http://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/bousai_volunteer_kankyoseibi/index.html)。

行政とNPO・ボランティア等との連携・協働がさらに推進されるよう、平成30年度には、「防災ボランティア活動の連携・協働に関する検討会」を開催した。同検討会における議論を踏まえ、各都道府県におけるNPO・ボランティア等との連携・協働体制を構築するため、「災害時における行政・NPO・ボランティア等との連携・協働に向けた研修会」を6ヶ所で実施し、行政、社会福祉協議会、NPO等が毎回約100人規模で参加した。研修会を通じ、発災時に円滑な被災者支援ができるよう、行政、ボランティア、NPO等の三者が平時から顔の見える関係を構築することの重要性が確認された。多様な支援主体との連携体制構築を目的としたワークショップも実施し、研修会参加者の理解を深めた。

＜研修会開催場所＞

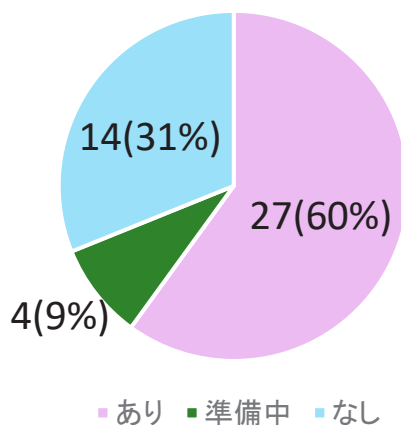
- ・岐阜県(平成30年11月30日)：参加者103名(行政34名、社協27名、NPO等42名)
- ・宮崎県(平成30年12月17日)：参加者114名(行政41名、社協31名、NPO等42名)
- ・山口県(平成30年12月21日)：参加者68名(行政24名、社協17名、NPO等27名)
- ・大分県(平成31年2月4日)：参加者126名(行政26名、社協30名、NPO等70名)
- ・千葉県(平成31年2月11日)：参加者75名(行政20名、社協24名、NPO等31名)
- ・北海道(平成31年3月9日)：参加者46名(行政17名、社協16名、NPO等13名)



「災害時における行政・NPO・ボランティア等との連携・協働に向けた研修会」の様子

また、各都道府県に対し、災害の発生に備え、平時から多様な主体を調整する会議体や集まり（連携体）の有無を調査した。調査の結果、「連携体がある」と回答した都道府県は60%であった一方で、31%が「なし」と回答した。今後のさらなる連携体の構築を推進するとともに、すでに連携体が存在する場合は、連携体の機能・役割の明確化、連携の拡大等が今後の課題である。

都道府県における連携体の有無について（平成30年4月1日現在）



出典：内閣府資料（未回答2県）

（2）行政とボランティアによる訓練等

災害時に行政とNPO・ボランティア等の連携・協働が円滑に行われるためには、訓練やワークショップを通じて、平時から交流や相互理解を図っておくことが必要である。内閣府では、訓練やワークショップを開催し、行政とNPO・ボランティア関係者が直接顔を合わせて連携・協働のための諸課題について相互理解を深める取組を行っている。

平成30年度は、平成31年3月に福岡県で訓練を実施した。福岡県は、朝倉市などが平成29年7月九州北部豪雨で被災しており、その際に、行政、ボランティア、NPO等の三者による被災者支援のための「情報共有会議」が立ち上げられている。今回の訓練では、豪雨災害を振り返るとともに、発災後速やかに同会議が立ち上げられるよう、当時の情報共有会議の参加者も交えた模擬的な同会議の実施訓練を行った。

訓練の参加者からは、「多くの課題が把握できたため、できることから取り組んでいきたい、事前に多くの関係団体とつながりを持つことが重要であり、地域企業との連携体制を構築しておくべき」といった意見があり、今後の連携体制強化に向けた理解促進を図ることができた。

<訓練開催場所>

・福岡県（平成31年3月5日）：参加者52名（行政16名、社協11名、NPO等25名）



行政とNPO・ボランティアによる連携訓練の様子
(福岡県)

1-7 事業継続体制の構築

(1) 中央省庁の業務継続体制の構築

国の行政機関である中央省庁においては、平成26年3月に「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」が閣議決定されたことを受け、本計画に基づき、省庁業務継続計画について適宜見直しを行っている。内閣府においては、本計画に基づき、省庁業務継続計画について有識者等による評価を毎年度行っている。さらに、平成30年12月に「立川広域防災基地周辺における中央省庁の災害対策本部設置準備訓練」を行った。このような取組を通じて、首都直下地震発生時においても政府として業務を円滑に継続することができるよう、業務継続体制を構築していくこととしている。

(2) 地方公共団体の業務継続体制の構築

地方公共団体は、災害発生時においても行政機能を確保し業務を継続しなければならない。このため、地方公共団体において業務継続計画を策定し、業務継続体制を構築しておくことは極めて重要である。地方公共団体における同計画の策定状況は、都道府県で平成28年度に100%に達し、市町村（特別区を含む。）では平成30年6月時点で前年比17%増となる81%となっている（図表1-7-1）。

内閣府では、市町村（特別区を含む。）に対して業務継続計画の策定を支援するため、小規模な市町村であっても同計画を容易に策定できるよう、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を平成27年度に策定したほか、過去の災害事例等を踏まえて、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」を平成28年2月「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」として改訂し、地方公共団体に通知している。

また、大規模災害が発生した場合、被災した市町村が膨大な災害対応業務に単独で対応することは困難な状況となる。業務継続体制を構築する上で、地方公共団体においては、業務継続計画とともに、国、地方公共団体、民間企業、ボランティア団体等からの支援を円滑かつ効果的に受け入れるための受援体制を整備する必要があることから、内閣府では、平成28年度に「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定した。

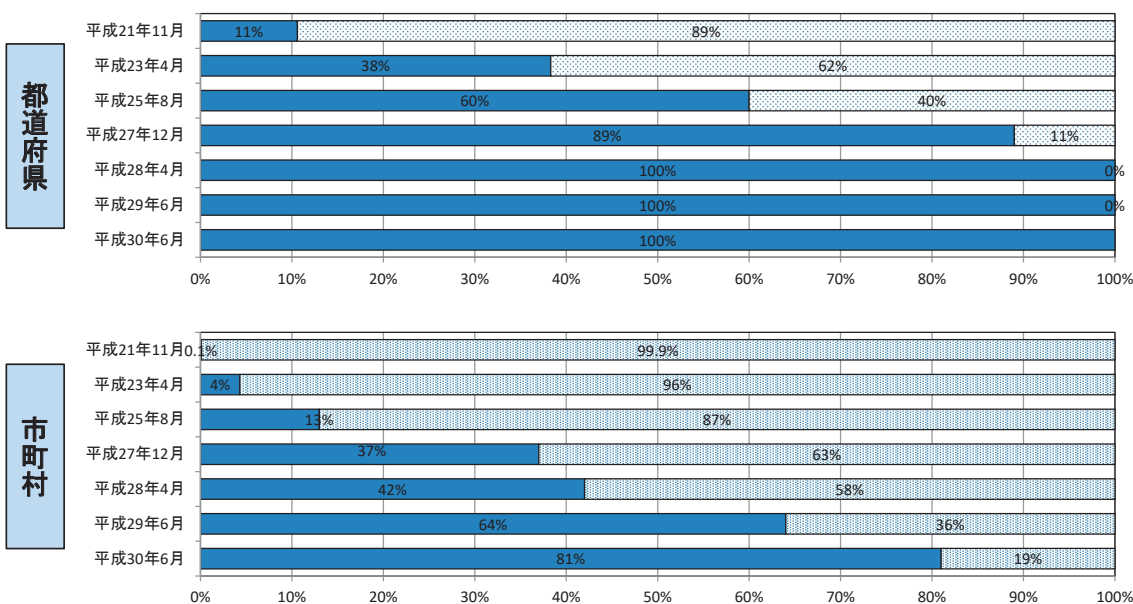
さらに、地方公共団体における業務継続体制の構築を支援するため、内閣府・消防庁共催で、市町村の担当職員を対象とした研修会を平成27年度から毎年開催している。

内閣府は、これらの取組を通じて、業務継続計画の策定のほか、策定した業務継続計画における「重要6要素^{*}」の充実や受援体制の整備など、引き続き、総務省・消防庁とも連携し、地方公共団体における業務継続体制の構築を支援していく。

注)「重要6要素」とは、①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、③(職員が業務を遂行するための)電気・水・食料等の確保、④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、⑤重要な行政データのバックアップ、⑥非常時優先業務の整理(参照:内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/index.html>)

図表 1-7-1 地方公共団体における業務継続計画の策定率

平成30年6月1日現在、BCP策定率は都道府県で100%、市町村で約81%。



出典：平成21年11月：地震発生時を想定した業務継続体制に係る状況調査（内閣府（防災）及び総務省消防庁調査）
 平成23年4月：地方自治情報管理概要（平成24年3月）（総務省自治行政局地域情報政策室調査）
 平成25年8月：大規模地震等の自然災害を対象とするBCP策定率（速報値）（総務省消防庁調査）
 平成27年12月：地方公共団体における「業務継続計画策定状況」及び「避難勧告等の具体的な発令基準策定状況」に係る調査（総務省消防庁調査）
 平成28年4月：地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査（総務省消防庁調査）
 平成29年6月：地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査（総務省消防庁調査）
 平成30年6月：地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査（総務省消防庁調査）

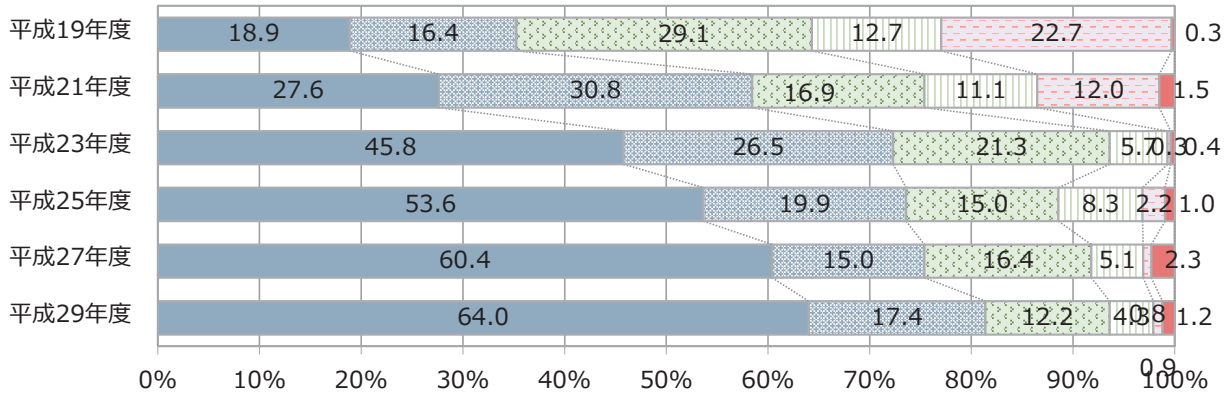
(3) 民間企業の事業継続体制の構築状況

平成23年に東日本大震災が発生し、平常時の経営戦略に組み込まれる事業継続マネジメント（Business Continuity Management、以下「BCM」という。）の重要性が明らかとなった。このため、内閣府は、平成25年にBCMの考え方を盛り込んだ改訂版としての「事業継続ガイドライン第三版—あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応—」を公表し、本ガイドラインに沿った事業継続体制の構築を推奨している。

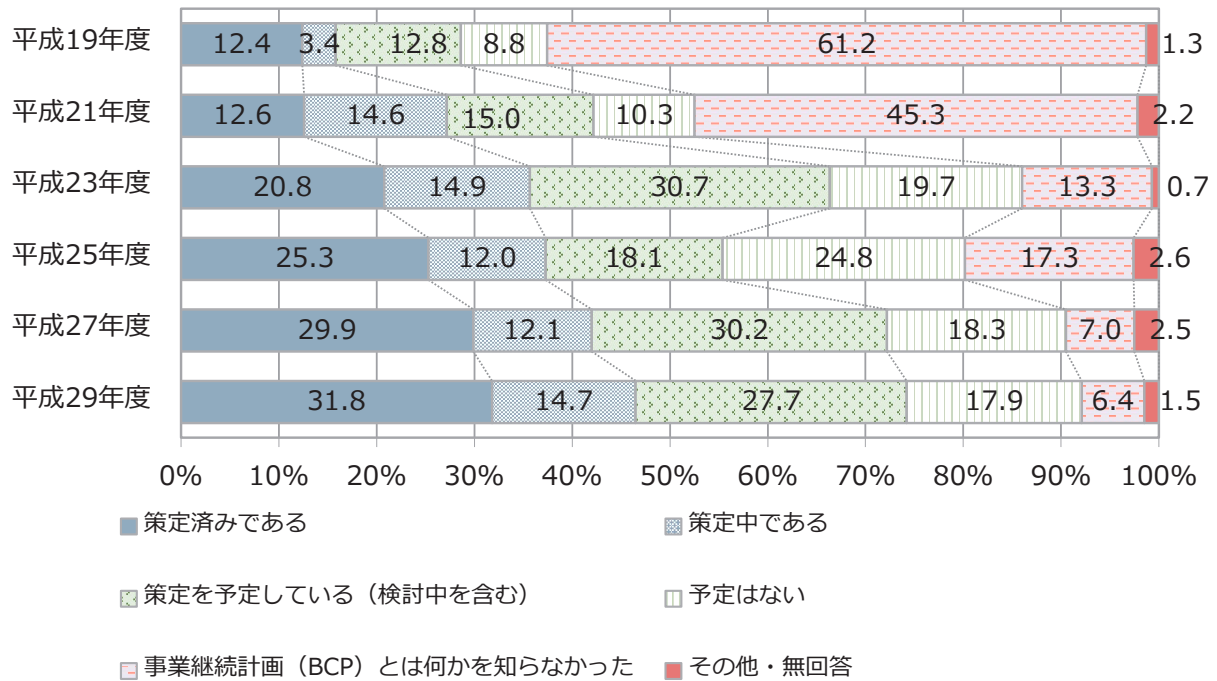
また、具体的な政府目標として、「国土強靱化アクションプラン2018」において平成32年までに事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を策定している大企業の割合をほぼ100%（全国）、中堅企業の割合は50%（全国）を目指すこととしている。このため、内閣府では、BCPの策定割合を始めとした民間企業の取組に関する実態調査を隔年度で継続調査している。平成30年3月に実施した「平成29年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」の調査結果は、BCPを策定した企業は大企業64.0%（前回調査は60.4%）、中堅企業31.8%（前回調査は29.9%）とともに増加しており、策定中を含めると大企業は約8割、中堅企業は5割弱が取り組んでいる（図表1-7-2）。

図表 1-7-2 大企業と中堅企業のBCP策定状況（回収数：計1,985社）

【大企業】



【中堅企業】



出典：内閣府ホームページ（平成30年6月「企業の事業継続及び防災に関する実態調査結果の公表について」）
 （参照：<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/topics/index.html>）

また、内閣府は、平成30年度に発生した主な自然災害により大きな被害を受けた被災地に所在する企業等を対象として、BCP策定の状況や事前及び事後対策の実施・検討状況等を調査するため「平成30年度に発生した自然災害に対する企業等の取組に関する実態調査」を平成31年3月に実施した（図表1-7-3）。

図表1-7-3 企業調査（平成30年度）のアンケートの回収状況（回収数：計1,613社）

業種	回収数	業種	回収数	業種	回収数
水産・農林業	11	非鉄金属製造業	8	情報・通信業	82
鉱業	1	金属製品製造業	35	卸売業	157
建設業	174	機械製造業	80	小売業	149
食料品製造業	50	電気機器製造業	66	不動産業	50
繊維製品製造業	23	輸送用機器製造業	51	サービス業	202
パルプ・紙製造業	15	精密機器製造業	19	銀行業	45
化学製造業	70	その他製品製造業	44	証券、商品先物取引業	7
医薬品製造業	20	電気・ガス業	24	保険業	8
石油・石炭製品製造業	11	陸運業	86	その他金融業	8
ゴム製品製造業	10	海運業	8	その他	39
ガラス・土石製品製造業	23	空運業	2		
鉄鋼製造業	14	倉庫・運輸関連業	21	合計	1,613

項目	回答企業の社員数				
	合計	301人以上	51～300人	50人以下	無回答
回収数	1,613社	678社	557社	329社	49社
BCP策定数	699社	489社	177社	33社	—
BCP策定率（※）	43.3%	30.3%	11.0%	2.0%	—

※分母は、無回答を含む1,613社で計算している。

注）平成30年度に発生した自然災害の被災地等の回収数は以下のとおり。

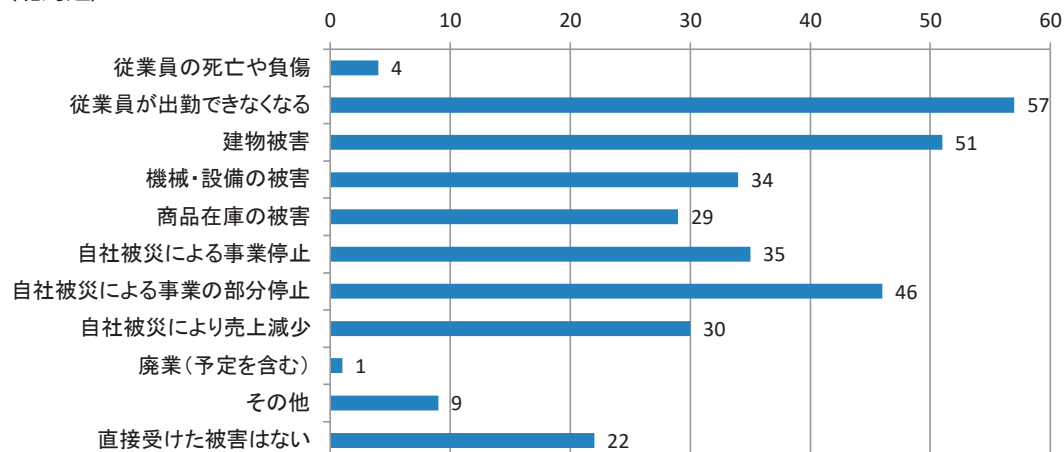
- ・北海道胆振東部地震の被災地：北海道198社
- ・大阪府北部地震の主な被災地：大阪府216社
- ・平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、台風第21号、第24号の主な被災地：岡山県173社、広島県199社、愛媛県153社
- ・企業集積地（非被災地）：東京都383社
- ・上記以外の府県：291社

出典：「平成30年度に発生した自然災害に対する企業等の取組に関する実態調査」より内閣府作成

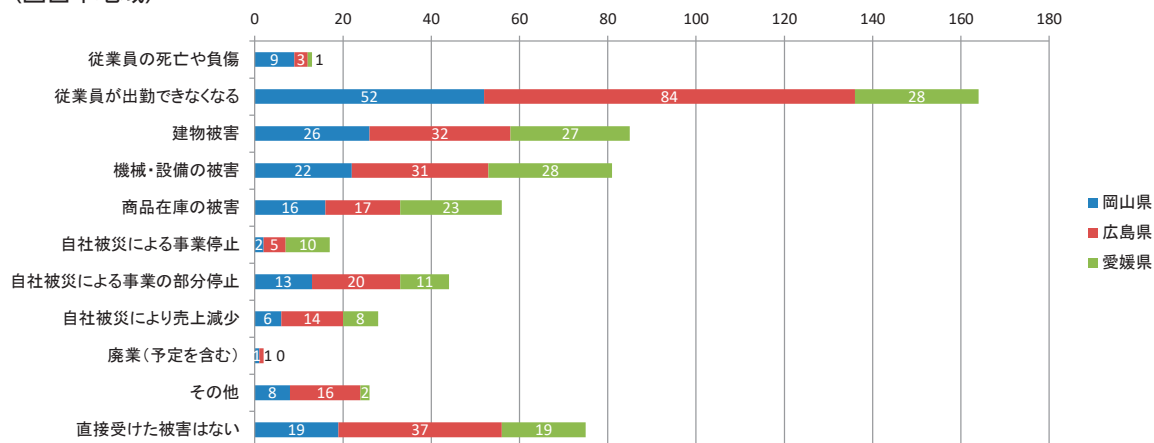
調査の結果、「平成29年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」と同様、従業員規模が大きい企業の方が、BCP策定率が高い傾向がみられた。直接を受けた被害としては、被災地である北海道と西日本地域（愛媛県、岡山県、広島県）の双方とも、「従業員が出勤できなくなる」が最も多い回答であった。このため、策定されたBCPにおいても、従業員が出勤できないというケースを想定して策定されているか、再度見直すことが重要であると考えられる（図表1-7-4）。

図表 1-7-4 平成30年度に発生した自然災害で直接受けた被害（複数回答可）

(北海道)



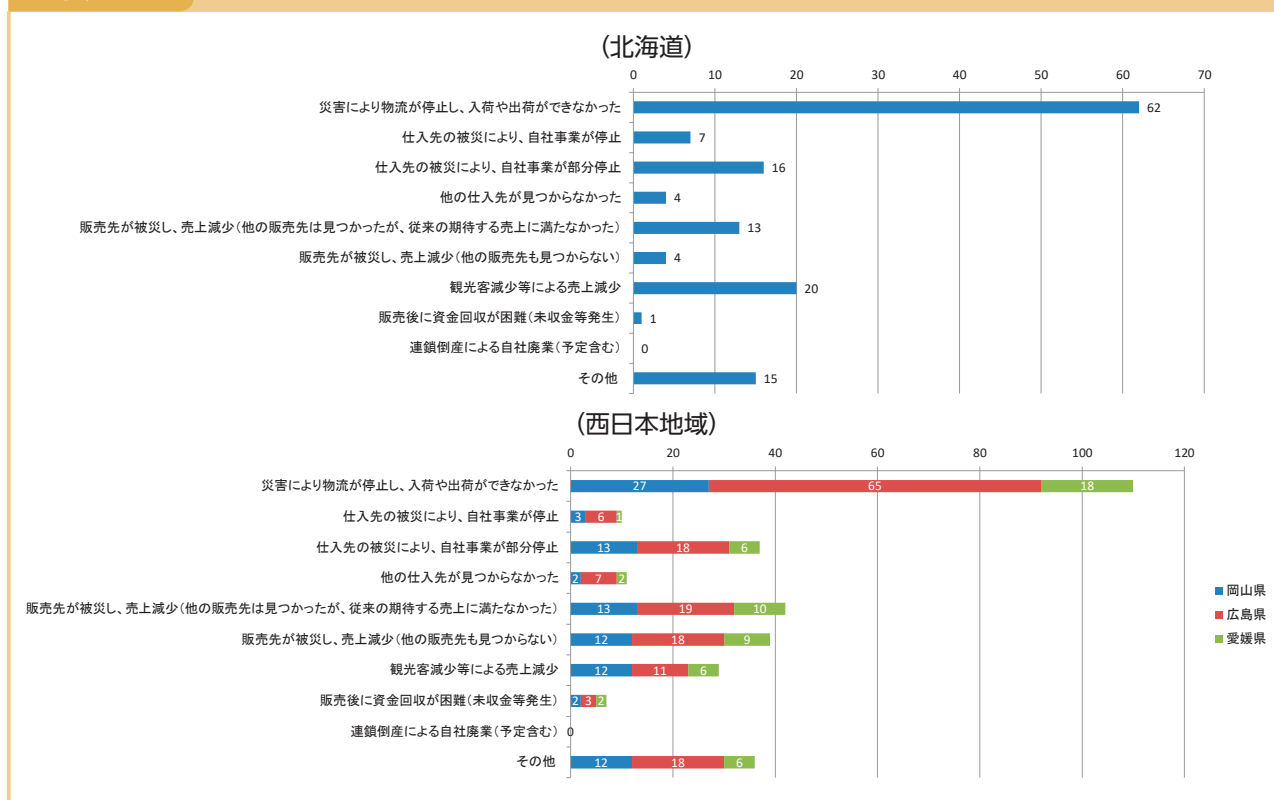
(西日本地域)



注) 地域別回答数：北海道（合計：318）、岡山県（合計：174）、広島県（合計：260）、愛媛県（合計：157）
 出典：「平成30年度に発生した自然災害に対する企業等の取組に関する実態調査」より内閣府作成

また、間接的に受けた被害で最も多い回答は、「災害により物流が停止し、入荷や出荷ができなかった」であり、仕入先・販売先等の被災により影響を受けたという回答も多かった（図表1-7-5）。このため、自社の事業に直接被害がない場合の対応（間接的影響による被害の回避策等）についても、BCPに記載する等、あらかじめ念頭に置いておく必要があると考えられる。

図表1-7-5 平成30年度に発生した自然災害で間接的に受けた被害（複数回答可）



注) 地域別回答数：北海道（合計：142）、岡山県（合計：96）、広島県（合計：165）、愛媛県（合計：60）
出典：「平成30年度に発生した自然災害に対する企業等の取組に関する実態調査」より内閣府作成

このように、自社の事業のみを考慮したBCPでは、災害発生時での直接・間接被害に十分対応できないと考えられることから、BCPを策定している企業に、企業間連携（BCPの一部又は全部を企業間で共有している又は異なる企業同士が共同して行う対応について規定している等）について質問したところ、回答があった企業のうち309社が、企業グループや取引先等の複数社で連携したBCPを策定していることがわかった。このうち、グループ企業内でBCPを策定している企業数は290社であった。なお、連携している企業数は「2、3社での連携」が最も多く、中には数百社以上で連携していると回答した企業も複数社あった。

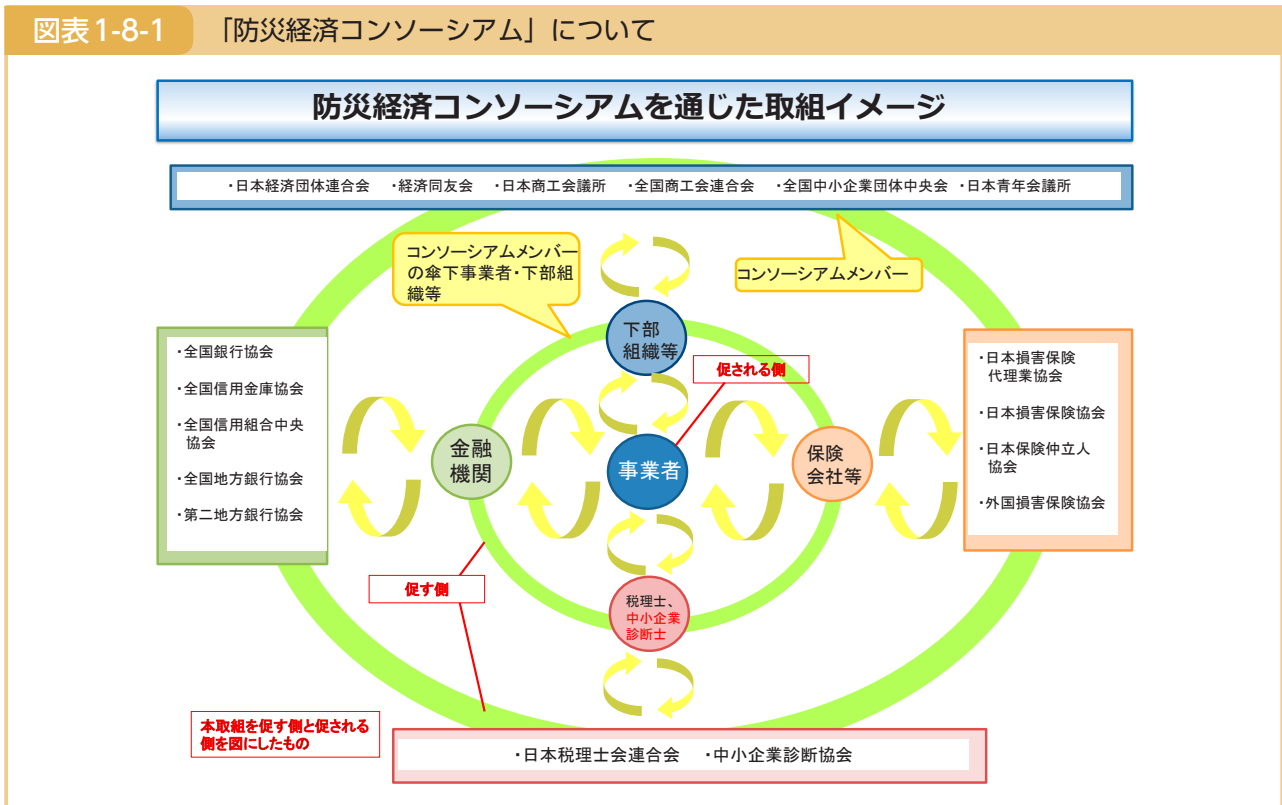
内閣府においては、今回の調査結果を参考にしながら、企業のBCP策定及びBCM推進に向け、今後ともBCP策定率向上のための普及啓発に取り組んでいく。

1-8 産業界との連携

社会全体の災害リスクマネジメント力を向上させるため、民間事業者においても大規模な自然災害に対する事前の備えを充実していく必要がある。このための事業者の意見交換・交流の場として、平成30年3月23日に経済界の13団体による「防災経済コンソーシアム」が設立された（図表1-8-1）。

内閣府はこうした産業界の取組が官民一体で図られていくよう、適宜情報交換を行う等の支援を行っている。平成30年度は、事業者向けに地震被害想定シミュレーション（被害想定金額算定ツール）を内閣府ホームページに掲載した（参照：<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/consortium/index.html>）。

図表1-8-1 「防災経済コンソーシアム」について



出典：内閣府資料

この「防災経済コンソーシアム」の設立と併せ、同コンソーシアムは、事業者の災害への事前の備えに向けた事業者共通の理念として、同日に「防災経済行動原則」（図表1-8-2）を策定した。

平成30年度は、13団体のメンバーが主に当該原則の理念をそれぞれの下部組織等まで普及・啓発する活動を行った。共通理念の普及を通じ、多様な主体が本業を通じて、事業者の災害リスクマネジメント実践を面的かつ継続的に働きかける体制づくりが図られた。また、メンバー間の意見交換や交流を目的に4回の事務部会が開催され、各メンバーの平時や災害時の取組状況の共有を行い、行政の各機関から防災に関する情報提供を行った。平成31年度は、同コンソーシアムに新たに4団体が加入する予定となっている。今後、内閣府は中小企業庁の「中小企業の強靱化施策（事業継続力強化計画策定に係る応援策や計画認定を受けた事業者への応援策）」と連携し、主に中小の事業者へのアプローチを行い、社会全体としての防災力向上を目指すこととしている。

防災経済行動原則

平成 30 年 3 月 23 日
防災経済コンソーシアム

【前文】

我が国は、その自然的条件から災害が発生しやすい特性を有している。このため事業者は、災害リスクマネジメントが事業経営上の根幹をなすことを認識して意思決定等の行動を行うことが重要である。特に大規模災害時には公助に一定の限界があることから、事業者は、自助・共助による以下（１）～（４）の事前の備えを行うことが重要である。

- （１）事業者は、自らの災害リスクを適切に認識・把握する。
- （２）事業者は、認識・把握した自らの災害リスクに応じて、リスクコントロール（耐震補強、BCP対策等）とリスクファイナンス（保険加入、融資、現金保有等）の組合せによる効果的な災害リスクマネジメントによって、防災対策を実施する。
- （３）事業者は、自らが主体的に行動するため、自らの役職員への防災教育の充実により意識を向上させる。
- （４）事業者は、自らの事業経営に不可欠な取引先、金融機関、事業者団体等の関係機関等と連携・コミュニケーションを図り、自助・共助の防災対策を実施する。

防災経済行動原則は、事業者が自助・共助による事前の備えを行うことによって、結果として社会全体の災害リスクマネジメント力が高まるように、防災経済コンソーシアムのメンバーの活動上尊重されるべきものである。

【防災経済行動原則】

- １．防災経済コンソーシアムのメンバーは、【前文】の（１）～（４）の実現を図るために必要な推進を図る。
- ２．防災経済コンソーシアムのメンバーは、防災経済コンソーシアムへの情報共有や事業者への還元など、得られた知見は可能な限り共有し、社会全体の災害リスクマネジメント力向上の推進を図る。
- ３．防災経済コンソーシアムのメンバーは、メンバーが属する業界の特性に応じた創意工夫により、事業者の災害リスクマネジメント力向上のための普及・啓発を図る。

以上

出典：内閣府ホームページ
(参照：<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/consortium/index.html>)

1-9 学術界の取組

我が国では、地震、津波、火山、気象等の自然現象、土木、建築、耐震等の構造物、救急医療、環境衛生等の医療・衛生、経済、地理、歴史等の人々の営み、情報、エネルギー等様々な領域において、防災についての研究活動が行われている。東日本大震災を受け、これらの分野の総合的で複合的な視点からの防災・減災研究が不可欠であり、専門分野の枠を超えた異なる分野との情報共有や交流を進め、学際連携を行うことの必要性が認識された。このため、日本学術会議や関係する学会等での議論を経て、防災減災・災害復興に関わる学会のネットワークとして、平成28年1月に47の学会が連携した「防災学術連携体」が発足した。平成31年3月末現在、57学会が同連携体に参加している。

同連携体は、学術と行政の平常時の連携を強めるとともに、緊急時の連携を図ることを目的として、平成30年6月5日に第1回「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」を開催し、同連携体の56学会、日本学術会議の防災減災学術連携委員会及び防災に関わる府省庁の担当者が出席した。平成30年7月豪雨（西日本豪雨）に関しては、同年7月22日に、「西日本豪雨・市民への緊急メッセージ」を同連携体より発表し、また、同年9月10日には、日本学術会議との共催により、「西日本豪雨災害の緊急報告会」、平成31年3月12日には、「平成30年夏に複合的に連続発生した自然災害と学会調査報告会」を開催した。



第1回「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」記念撮影

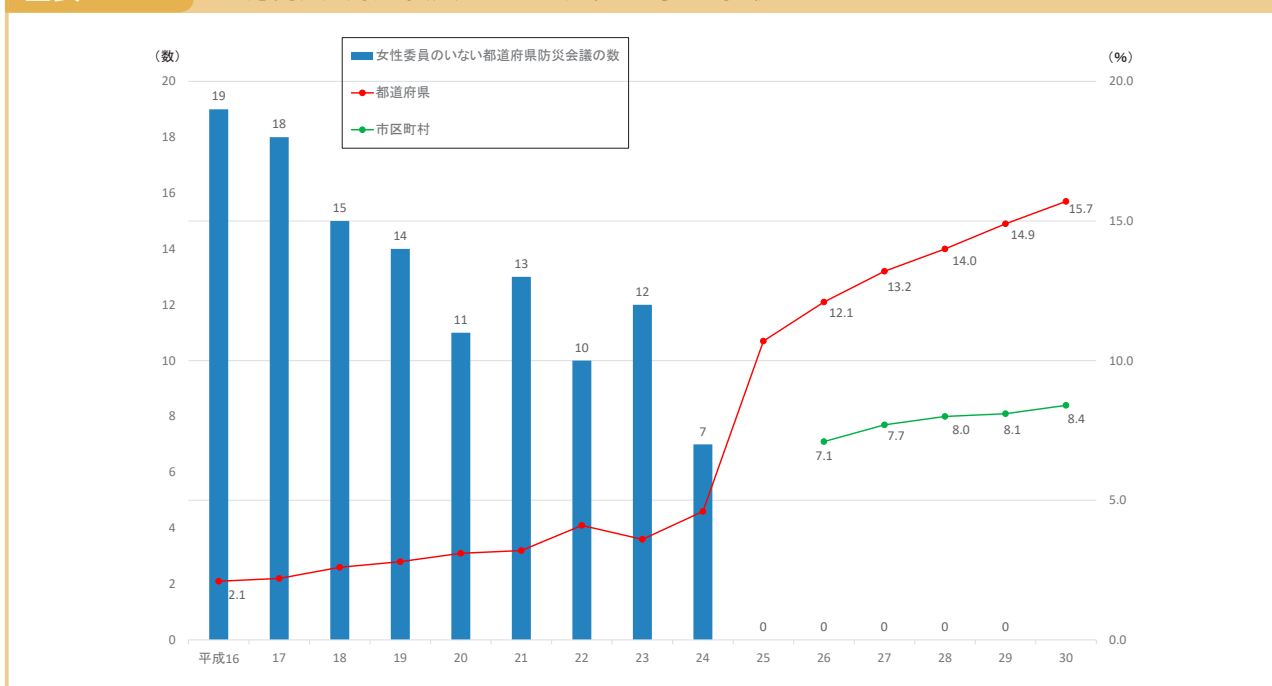
1-10 男女共同参画の視点からの取組

内閣府では、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）及び防災基本計画（平成28年2月16日中央防災会議決定）において、予防（平時）、応急、復旧・復興等のあらゆる局面において、男女のニーズの違いに配慮するとともに、防災・復興に係る意思決定の場への女性の参画を推進するよう求めている（[図表1-10-1](#)、[図表1-10-2](#)、[図表1-10-3](#)）。

また、東日本大震災等、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、自治体が行き届く際の指針となる基本的な事項を「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（平成25年）」としてとりまとめ、自治体、関係機関・団体等と共有を図っている。東日本大震災においては、「女性用の物資が不足した」、「授乳や着替えをするための場所がなかった」など、物資の備蓄・提供や避難所の運営について十分な配慮がなされず、様々な問題が顕在化した。

本指針により、地方公共団体に対し、平常時から地方防災会議における女性委員の割合を高めることや地域防災計画の作成、修正に際し、男女共同参画の視点を反映する等の取組を働きかけてきたところであるが、平成28年（2016年）熊本地震や平成30年7月豪雨災害発生時には、改めて本指針に基づく男女共同参画の視点からの避難所運営等を中心とした対応を被災自治体に対し要請した。

図表1-10-1 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移について



注) 平成24年6月には「災害対策基本法」の改正があり、地域防災計画の策定等に当たり、多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、充て職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加することとされた。

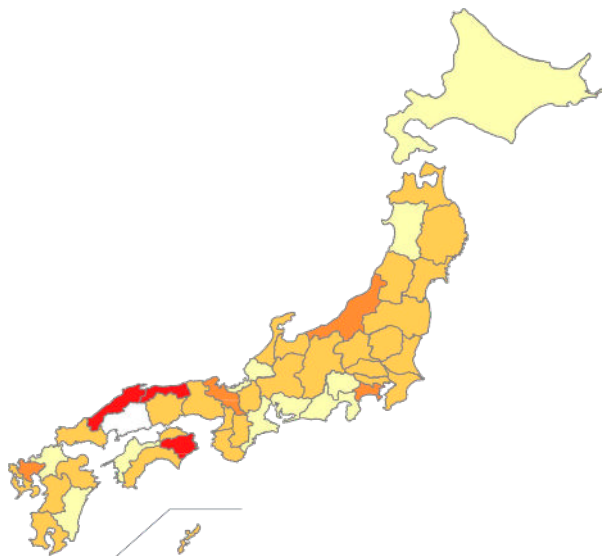
(備考) 1. 原則として各年4月1日現在。

2. 東日本大震災の影響により、平成23年値には岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、檀葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、平成24年値には福島県の一部（川内村、葛尾村、飯館村）がそれぞれ含まれていない。

出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」より内閣府作成

図表 1-10-2 都道府県における防災会議の委員に占める女性の割合

都道府県	委員総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	
徳島県	81	39	48.1	40%以上 3団体
島根県	73	35	47.9	
鳥取県	65	28	43.1	
佐賀県	68	19	27.9	20%~30%未満 4団体
新潟県	71	19	26.8	
京都府	66	14	21.2	
神奈川県	57	12	21.1	
岐阜県	61	12	19.7	10%~20%未満 29団体
滋賀県	58	11	19.0	
青森県	60	11	18.3	
宮城県	56	10	17.9	
栃木県	53	9	17.0	
山形県	60	10	16.7	
香川県	60	10	16.7	
長崎県	68	11	16.2	
岡山県	57	9	15.8	
富山県	66	10	15.2	
長野県	67	10	14.9	
千葉県	61	9	14.8	
岩手県	74	10	13.5	
奈良県	60	8	13.3	
沖縄県	54	7	13.0	
群馬県	47	6	12.8	
兵庫県	55	7	12.7	
東京都	66	8	12.1	
高知県	58	7	12.1	
埼玉県	69	8	11.6	
茨城県	52	6	11.5	
福島県	54	6	11.1	
和歌山県	54	6	11.1	
鹿児島県	63	7	11.1	
熊本県	56	6	10.7	
大阪府	58	6	10.3	
大分県	58	6	10.3	
石川県	70	7	10.0	
山口県	60	6	10.0	
北海道	68	6	8.8	5%~10%未満 10団体
静岡県	59	5	8.5	
三重県	59	5	8.5	
愛媛県	61	5	8.2	
山梨県	62	5	8.1	
宮崎県	53	4	7.5	
愛知県	68	5	7.4	
秋田県	60	4	6.7	
福岡県	61	4	6.6	
福井県	56	3	5.4	
広島県	59	2	3.4	5%未満 1団体
合計	2,882	453	15.7	



(備考) 1.内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(平成30年度)より作成。
 2.調査時点は原則として平成30年4月1日現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。
 3.女性割合は小数点第2位を四捨五入したもの。
 4.データの表記の都合上、島の省略等を行っているものがある。

出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(平成30年度)より内閣府作成
 (附属資料44「地方防災会議の委員に占める女性委員の割合(都道府県別・平成30年)」(附-62)参照)

図表 1-10-3 第4次男女共同参画基本計画における都道府県防災会議及び市町村防災会議の成果目標

項目	現状	成果目標(期限)
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	13.2% (平成27年)	30% (平成32年)
市町村防災会議の委員に占める女性の割合	<ul style="list-style-type: none"> 女性委員が登用されていない組織数: 515(平成26年) 委員に占める女性の割合: 7.7%(平成27年) 	<ul style="list-style-type: none"> 女性委員が登用されていない組織数: 0(平成32年) 委員に占める女性の割合: 10%(早期)、更に30%を目指す(平成32年)

出典：第4次男女共同参画基本計画より内閣府作成

【コラム】 「女性消防団の活躍」

青森県おいらせ町消防団の「^{ももいし}百石第10分団」は全員女性の分団員（12名）であり、全国でも珍しい女性だけの消防団である。第10分団の前身は1923年（大正12年）結成の^{ひとかわめ}一川目女子消防隊。女子消防隊の結成は多くの男性が出稼ぎに出ている事情が背景にあり、女性たちが火災現場で腕用ポンプを3時間動かし続けたという記録も残っている。

女性消防団員数は年々増加してきており、全国で約2万6千名（うち、青森県内の女性消防団員数は約500名）となっている。令和元年9月には、平成6年より開始され第25回目となる「全国女性消防団員活性化大会」が青森市で開かれ、全国の女性団員が集い、交流や意見交換を行う予定となっている。



出典：消防庁ホームページ
(参照：<https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/ladies/index.html>)